

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から同年2月1日まで

私は、申立期間について、A社及びその関連会社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店が保管している退職者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間の厚生年金保険の取扱いについては、申立人と同時期にA社からD社に出向していた元経理担当者が、申立人を含む当時の出向者はA社に籍があった旨の回答をしていることから、申立人は、申立期間について、A社において厚生年金保険の資格を有し、同社の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認でき、出向先のD社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年2月1日に、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立人の申立期間に係る資格喪失届等の関連資料を保管していないため、その記載内容等について不明と回答しているが、A社における厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日の昭和44年1月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

熊本厚生年金 事案 961 (事案 112、649、702、801、926、946 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、私はA社で作業員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、これまで6度申し立てているが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無いこと、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していること、iii) 申立事業所の当時のB出張所長及び元総務担当者等は、申立人は当該事業所における厚生年金保険の加入対象者である世話役等ではなかったと説明していること、iv) 申立人が提出した「職長教育に係る受講証」には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月12日付け、22年12月15日付け、23年3月2日付け、同年8月10日付け、24年1月12日付け及び同年5月9日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、申立期間においてA社にC職として勤務し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと

申し立てているものであるが、当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 962 (事案 935 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月27日から38年12月1日まで
② 昭和59年4月1日から62年1月1日まで

申立期間①について、A船及びB船に船員として乗船していたが、船員保険の加入記録が確認できなかった。当該期間に船員として勤務していたのは間違いないので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、私はA船及びB船の船舶所有者の息子の名前と連絡先が分かったので、再度申し立てる。

また、申立期間②について、C市の知り合いが経営する事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。当該期間に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、私は、4、5年前に市役所の職員から、「Cの方にお勤めでしたか。」と聞かれたことを思い出したが、これは私の厚生年金保険の記録があったので市役所の職員が確認してきたものと思うので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人は、船員手帳、給与明細書等の勤務実態及び保険料控除の事実が確認できる関連資料を所持していないこと、ii) 申立人は、船舶所有者の名前を記憶していないため、当時の状況を聴取できないこと、iii) 申立人は、船舶所有者を前の職場であるD作業所で知り合った者だったと供述しているところ、A船の登記簿謄本において同船の所有者と同一氏名の者をD作業所の厚生年金保険被保険

者名簿で確認できるが、船員保険事業所払出簿に同人の船舶所有者としての記録は確認できないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 3 月 7 日付けの年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前述 ii) 及び iii) に対して、船舶所有者の息子の名前及び連絡先が分かったとして再申立てを行っているため、同人に照会したところ、乗船期間は不明であるが、申立人は A 船及び B 船に乗船していたとの供述が得られた上、船舶所有者の息子が供述する A 船及び B 船の所有者は、前述 iii) の所有者とは別人であることが判明した。

しかしながら、年金事務所の記録から、A 船及び B 船は、船舶所有者の息子が供述する所有者名及び船籍港では、船員保険の適用船舶としての記録を確認することができない。

また、船舶所有者は既に死亡しており、船舶所有者の息子は当時の給与台帳などの関係資料は保管していないと供述していることから、申立人の申立期間①に係る給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 事業主は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと証言していること、ii) 厚生年金保険事業所払出簿に当該事業所の名称は確認できないこと、iii) 申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 3 月 7 日付けの年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、4、5 年前に市役所の職員が、「C の方にお勤めでしたか。」と私に聞いてきたことは、厚生年金保険の記録を市役所の職員が確認したためと主張しているが、当時、厚生年金保険の記録は、社会保険庁（当時）が管理することとなっており、市役所では厚生年金保険の加入事業所名等を把握できないため、当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年から 59 年まで
② 昭和 61 年 2 月 1 日から平成元年 5 月 26 日まで
申立期間①の間にA社のB市内とC業務の現場事務所にそれぞれ6か月ずつ、D社に1年弱ぐらいの期間、申立期間②はE社に勤務していた。それぞれの期間において健康保険証をもらっていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のA社について、同僚の証言により、勤務の期間及び場所の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の同僚からは、申立人の同社における雇用形態及び給与からの保険料控除の状況に関する証言を得られない。

また、A社は、保管している申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えには申立人に係るものは無く、管理台帳に申立人の氏名の記載が無いため申立人の勤務実態を確認することができないとしており、さらに、現場事務所で勤務する者の中には厚生年金保険に加入させていなかった者もいたと回答している。

2 申立期間①のD社について、複数の同僚の証言により、勤務の期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は既に解散しており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態や給与からの保険料控除の状況に関する証言を得られない。

また、申立人が名前を挙げた同僚からは申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況に関する証言は得られず、複数の同僚が、当時、

D社には厚生年金保険に加入していない従業員がいたと供述している上、当該同僚の一人が、当時の同僚として名前を挙げた者の半数近くの者について、同社における厚生年金保険の加入記録を確認できないことから、当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

- 3 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人がE社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E社は既に解散しており、当時の事業主は、申立人が勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険被保険者であったかは不明であると回答しており、申立人の勤務実態や給与からの保険料控除の状況について確認することができない上、同僚からも申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除に関する証言は得られない。

また、申立人は、昭和61年4月14日から平成元年9月2日までF町（現在のG町）の国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の離職時賃金日額から算出した離職前6か月の賃金額の合計と、申立人が提出した流動性預金異動明細表に記載された離職前6か月の給与振込額の合計との差額から判断すると、申立期間②のうち、当該期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

- 4 申立人は、申立期間①及び②の全てにおいて、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。